

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学研究費不正防止対策基本方針

平成27年2月18日
(平成30年4月1日改正)

学 長 裁 定

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）等を踏まえ、本学が管理する全ての経費（以下「研究費」という。）の適正な運営・管理を行うため、次に掲げる研究費不正防止対策を行います。

○責任体系の明確化

学長は、最高管理責任者として、本学を統括し、研究費の運営・管理について最終的な責任を負います。

研究担当理事は、統括管理責任者として、最高管理責任者を補佐し、本学全体を統括する実質的な責任・権限を持ち、研究費の運営・管理を行います。

研究科長等は、コンプライアンス推進責任者として、研究科等における実質的な責任・権限を持ち、研究費の運営・管理を行います。

領域長等は、コンプライアンス推進副責任者として、コンプライアンス推進責任者を補佐し、研究費の運営・管理を行います。

○適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

研究費不正が行われる可能性が常にあるという前提の下、次に掲げる研究費の適正な運営・管理の基礎となる環境を整備します。

- (1) 研究費に係る事務処理手続きに関するルール of 明確化・統一化
- (2) 研究費に係る事務処理に関する職務権限の明確化
- (3) 研究費の運営・管理に関わる全ての構成員の意識の向上
- (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び公正かつ透明性の高い運用

○不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

最高管理責任者の下、推進体制を整備し、研究費不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定し、これらを実施します。

○研究費の適正な運営・管理活動

研究費不正防止計画を踏まえ、事務一元化の体制の下、適正な予算執行を行い

ます。また、検収センターを設置するなど業者との癒着の発生を防止するとともに、研究費不正につながりうる問題が捉えられるよう、第三者からの実効性のあるチェックが効くシステムを構築します。

○情報発信・共有化の推進

研究費の使用に関するルール等について、学内外からの相談を受け付ける窓口を設置します。また、研究費不正への取組に関する方針等を本学の Web サイトにより外部に公表します。

○モニタリングの在り方

本学全体の視点から実効性のあるモニタリング体制として、学長の下に独立して設置している監査室が中心となり、監事、会計監査人、事務局等と連携を図ります。また、本学の実態に即して、研究費不正が発生する要因を分析し、そのリスクに対して重点的かつ機動的な監査（リスクアプローチ監査）を実施し、恒常的に組織的牽制機能の充実・強化を図ります。